



# 令和5年8月下旬に ジェネリック医薬品に 関するお知らせを お送りします



お知らせを  
お送りする方は…



- 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
- お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

※加入者(被保険者)の方の住所へ直接送付いたします。  
※すべての加入者様に通知されるものではありません。



## お知らせの内容

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の、自己負担軽減可能額等をお知らせするものです。  
協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取り組みの一環として、ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りしています。

## ジェネリック医薬品とはどんなお薬ですか？

効き目や安全性が  
先発医薬品と同等と厚生労働省から  
認められたお薬です

また、先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため先発医薬品よりも  
3~5割程度安くなる場合があります。



服用しやすいお薬へ  
製造の工夫が図られて  
いるものもあります

- 製剤の小型化 大きさを小さくし飲みやすく改良。
- 剤形の変更 飲みやすい形状に改良。
- 味の改良 にながみ等を抑えた味に改良。



## ジェネリック医薬品と 先発医薬品(新薬)の主な違いは？

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と異なる添加剤を使用する場合があります。先発医薬品と異なる添加剤を使用する場合であっても、有効性・安全性に違いが生じないことを確認しています。

また、患者さんの体質によっては、添加剤が原因でアレルギー反応などの副作用等を引き起こすことがまれにありますが、これは、先発医薬品であっても、ジェネリック医薬品であっても同様に起こり得ます。



協会けんぽ島根支部  
キャラクター  
しまめちゃん

## ジェネリック医薬品の 供給について

現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

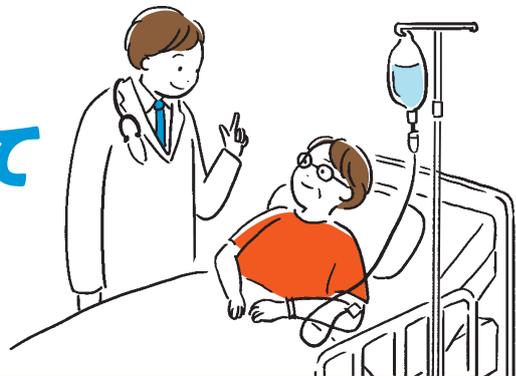
ジェネリック医薬品に関するお知らせを希望されない方は恐れ入りますが、右記担当窓口までお知らせください。

全国健康保険協会 島根支部 企画総務グループ  
TEL 0852-59-5140 (8:30-17:15)

※ おかけ間違いにご注意ください。

# 医療費が高くなりそうなどの強い味方 限度額適用認定証について

入院や手術などのため、医療費が高くなりそうときは、「限度額適用認定証」を健康保険証とあわせて医療機関の窓口事前に提示することで、窓口で支払う1ヶ月分の医療費が一定の金額(自己負担限度額)まで抑えることができます。



## Q & A

手続き方法を教えてください。

- 1 協会けんぽ島根支部に「健康保険限度額適用認定申請書」(\*)をご郵送ください。
- 2 申請書を受け付けてから、約10日で「限度額適用認定証」を送付いたします。
- 3 医療機関の窓口で、健康保険証と一緒にご提示ください。

※被保険者の方が市区町村民税非課税の場合は、「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」をご提出ください。

健康保険限度額適用認定証	
記号	番号
被保険者氏名	
生年月日	
適用対象者氏名	
生年月日	
住所	
有効期限	
適用区分	
所在地	
保険者番号及び印	

見本

同じ月に入院と外来を受診した場合、その都度「限度額適用認定証」を提示する必要がありますか？

自己負担限度額を超える場合は、その都度提示が必要です。お支払いいただいた金額によっては、協会けんぽに高額療養費の申請をすることで、払い戻しが受けられます。詳しくは、右記二次元コードよりご確認ください。



有効期限はありますか？

有効期限は、申請書を受け付けた月の1日から最長1年間です。自動更新はされませんので、引き続き必要な方は再度申請をお願いします。なお、申請書受付月より前の月の限度額適用認定証の交付はできませんので、日程に余裕を持ってお手続きください。

## 「限度額適用認定証」の制度について

- 年齢や被保険者の所得区分によって自己負担限度額は変わります。
- 療養を受けた月以前の1年間に、3か月以上の高額療養費の支給や、限度額適用認定証を使用し自己負担限度額を負担している場合に、4か月目から自己負担限度額がさらに減額されます。(多数該当)
- 限度額適用認定証を使用していても高額療養費の申請が必要となる場合があります。

会話形式で質問にお答えするチャットボットをご用意しておりますので、ぜひご利用ください。



お問い合わせ先

業務グループ TEL 0852-59-5144

 全国健康保険協会 島根支部  
協会けんぽ

〒690-8531 松江市殿町383 山陰中央ビル2階

 0852-59-5139 受付時間 8:30~17:15  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

毎月1回発行・無料

メールマガジン  
「くにびき☆通信」

健康保険や健康づくりに関する  
タイムリーな情報をお届け

ご登録はカンタン!

